

# ごみを減らしましょう!!

## ～「特定家電品」指定取引場所変更のお知らせ～

### 特定家電品とは

エアコン(室外機も含む)、テレビ(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式)  
冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

不要になった特定家電品の処理方法は、次のいずれかの方法で処分する必要があります。

- ①過去に購入した小売店または買い替える小売店に引き取りを依頼する。
- ②最寄の郵便局で「リサイクル料金」を支払い、自分で「指定引取場所」※に直接搬入する。
- ③最寄の郵便局で「リサイクル料金」を支払い、町の収集運搬許可業者へ運搬を依頼する。
- ④「家電リサイクル券」を取り扱える町の収集運搬許可業者に処理・運搬を依頼する。

町の収集運搬許可業者 (有)内田商会 笠松町大池町9番地の1 ☎388-1006  
(株)高島衛生 岐南町平成6丁目110番地 ☎248-0089

※4月2日(月)から、②の「指定引取場所」が変更になります。

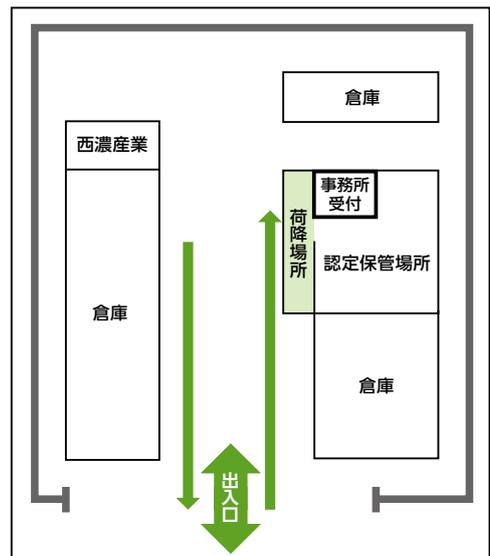
【変更前】西濃運輸(株)岐阜支店

(岐阜市柳津町流通センター3-1-1)



【変更後】西濃運輸(株)六条倉庫

(岐阜市六条大溝1-10) ☎272-0155



なお、もう1か所の指定引取場所は変更ありません。

【変更なし】佐川急便(株)岐阜営業所(各務原市大野町7-115) ☎380-0786

【問 合 先】環境経済課 ☎388-1114

### ■ 岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備基本計画(案)への意見募集結果公表 ■

関係市町の皆さんからいただいた意見を公表します。

【意見提出数】6通(29件)

【公表期間】4月2日(月)～7月2日(月)

【公表場所】詳細は、岐阜羽島衛生施設組合ホームページをご覧ください。

【問 合 先】岐阜羽島衛生施設組合 施設建設推進課 ☎278-7320